

入 札 説 明 書

タイヤショベル2台の賃貸借

入札日 令和7年11月25日（火）

徳島県東部県土整備局徳島庁舎

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品の件名
タイヤショベル2台の賃貸借
- (2) 調達物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和7年12月10日から令和8年3月10日まで
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業品目「F303 建設重機」に登録されている者
 - ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - エ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者
 - オ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - キ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者

- (2) 資格審査の申請の方法
2の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して5に示す応札仕様書等の提出期限までに管財課へ持参しなければならない。申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応じるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページによりダウンロードする。

なお、仕様の変更があった場合は、徳島県ホームページで通知する。

4 問合せ等について

(1)この入札についての問合せ先

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 契約・指導担当

電話番号 088-653-8849

ファクシミリ 088-623-4026

電子メールアドレス toubu_ks_t@pref.tokushima.lg.jp

(2)問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

なお、期間については、おおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1)応札仕様書等の提出

本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和7年11月19日(水曜日)午後5時

イ 提出場所

〒770-0865 徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 契約・指導担当

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。)

6 入札手続等

(1)入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月25日(火曜日)午後1時30分

イ 場所

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 3階 入札室

ウ 入札書の提出方法

持参

(2)入札の方法等

ア 入札の方法

「タイヤショベル2台分の1か月あたりの賃借料」で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、ボールペン、その他の消去できない筆記具等で明確に記載すること。

- (ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「タイヤショベル2台分の1か月あたりの賃借料」を記載すること。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (エ) 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
- (オ) 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、当該入札参加者の代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- (カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
a 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
- (キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- (ク) 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

ウ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- イ 記名のない入札
- ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
(ア) 鉛筆その他の容易に改ざんできる筆記具等で作成したもの
(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
(ウ) 「入札物件」の記載のないもの又は記載を誤ったもの
(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
- エ 同一事項に対してした2通以上の入札
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市南末広町6-36

徳島県東部県土整備局徳島庁舎 契約・指導担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札への参加を認めない。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書 1通

応札仕様書には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

(2) 入札しようとする物品等のカタログ 1通

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことがわかるものを提出すること。

2 入札書提出時

(1) 入札書 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

(2) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

(3) 顔写真付きの身分証明書

委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真付きの社員証等とする。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札物件 タイヤショベル2台の賃貸借

3 入札保証金 免 除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和7年11月25日

入 札 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

徳島県東部県土整備局長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書																										
1	入札金額	<table border="1"><thead><tr><th>億</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>¥</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>							億	千	百	十	万	千	百	十	円			¥	4	5	6	0	0	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円																		
		¥	4	5	6	0	0	0																		
2	入札物件	タイヤショベル2台の賃貸借																								
3	入札保証金	免除																								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。																										
令和7年11月25日																										
入 札 者		住 所	徳島県徳島市南末広町6-36																							
		商号又は名称	東部県土株式会社																							
		代 表 者 名	代表取締役 東部 次郎																							
徳島県東部県土整備局長 殿																										

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名を記載

役職名の記載がない場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書																										
1	入札金額	<table border="1"><thead><tr><th>億</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>¥</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>							億	千	百	十	万	千	百	十	円			¥	4	5	6	0	0	0
億	千	百	十	万	千	百	十	円																		
		¥	4	5	6	0	0	0																		
2	入札物件	タイヤショベル2台の賃貸借																								
3	入札保証金	免除																								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。																										
令和7年11月25日																										
入 札 者		住 所	徳島県徳島市南末広町6-36																							
		商号又は名称	東部県土株式会社																							
		代 表 者 名	代表取締役 東部 次郎																							
代理人		住 氏	所 名	〇〇〇〇〇〇〇〇 吉野川 三郎																						
徳島県東部県土整備局長 殿																										

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名を記載

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載

「代理人」と記載(ない場合は無効)

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県東部県土整備局長 殿

委任者	住 所
	商号又は名称
	代 表 者 名

受任者	住 所
	氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県東部県土整備局が令和7年11月25日に
執行する『タイヤショベル2台の賃貸借』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県東部県土整備局長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

商号又は名称 徳島県庁株式会社

代表者名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○

氏 名 阿波 次郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし、徳島県東部県土整備局が令和○年○月○日に
執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: タイヤショベル2台の賃貸借

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

賃貸借契約書（案）

タイヤショベルの賃貸借について、賃借人 徳島県（以下「甲」という。）と賃貸人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲にタイヤショベルを賃貸するとともに、タイヤショベルの適切な操作方法を指導し、タイヤショベルが常時正常な状態で稼働し得るように保守を行うことを目的とする。

（契約物件）

第2条 契約物件は、次のとおりとする。

項 目	内 容	備 考
品 名	タイヤショベル	
メーカー名		
型 番		
数 量		
納 品 場 所	徳島県名西郡神山町上分字川又西152-1 旧神山町立上分小学校前	

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年12月10日から令和8年3月10日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借料の額は、1か月につき金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

ただし、1か月に満たない期間の賃借料は、当該月の日数に応じて日割り計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）とする。

2 前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第6条 乙は、契約成立後、賃貸借開始日までに契約物件を指定の納入場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け、甲に引渡ししなければならない。

2 納入に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、契約期間中における契約物件について、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物品に交換しなければならない。

（危険負担）

第8条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

（履行の遅延）

第9条 乙の責めに帰する理由により物件を納入期限までに納入しない場合において、納

入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

(使用者の変更)

第10条 甲が、契約物件を公益上の目的により第三者に転貸する場合は、乙はこれに同意するものとする。

2 前項の場合は、甲は、乙に使用者及び保管場所を通知しなければならない。

(維持管理)

第11条 甲は、契約物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(保守)

第12条 乙は、甲が契約物件を完全に使用できるように保守を行わなければならない。ただし、甲の責めに帰する事由により契約物件に修理又は調整の必要が生じたときは、その修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

2 甲は、契約物件につき特別な保守を必要とする場合には、乙に申し出ることとし、この場合に要する費用は、甲の負担とする。

(所有権等)

第13条 契約物件の所有権は、賃貸借期間中を通じて乙に属し、甲は、乙の承認を得た場合のほかは契約物件の改造、模様替え等を行ってはならない。

(賃借料の支払い)

第14条 甲は、乙から賃借料の適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃借料を支払わなければならない。

2 乙は、乙の責めに帰すべき理由により契約物件を使用できない期間があった場合において、1月に満たない日数があるときは、甲乙協議して賃借料から減額する額を定め、月額賃借料を請求しなければならない。

(物件の滅失又はき損)

第15条 甲の過失により、返還までに生じた契約物件の滅失、又はき損については、甲がその費用を負担するものとする。ただし、通常の損耗及び減耗はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約物件の滅失又はき損の原因が天災、その他甲乙双方の責めに帰すことができないものであるときは、甲乙が協議して損害の負担について定めるものとする。

(物件の調査)

第16条 乙は、賃貸借期間中、甲の承認を得て契約物件の保管場所に立ち入り、契約物件の原状及び保管状況を調査することができる。

(物件の返還)

第17条 契約物件の賃貸借期間が満了したとき又は第20条の規定による契約の解除をしたときは、甲は、乙に契約物件を返還するものとする。

2 契約物件の返還に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(保険)

第18条 乙は、賃貸借期間中、乙を被保険者として乙の費用で契約物件に保険を付さなければならない。

2 第15条の規定により甲が乙に損害を与えた場合において、前項の保険で補償された損害に対して、乙は、甲に対し保険が適用された部分の損害を請求することができない。

3 乙は、甲又は第10条に基づく使用者が、物件の使用により第三者に損害を与えた場合において、第1項の保険の補償の対象となるときは、この保険を適用する。

(秘密の保持)

第19条 乙は、賃貸の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。

(契約の解除)

第20条 甲又は乙は、原則として1か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 第1項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) この契約に違反したとき。

(3) 正当な事由が無く甲の指示又は監督に従わないとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

4 前項の規定により契約を解除した場合において、既納分があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県東部県土整備局長 遠藤 守彦

乙